住所　東京都葛飾区金町４丁目７番13号
　シェラ・メイ・ガルシア・リヴェラ　平成10年５月28日生
住所　東京都昭島市美堀町５丁目１番１―802号
　劉芳華　昭和45年３月６日生
住所　三重県四日市市笹川３丁目234番地１
　マルセロ・タテワキ　昭和58年１月10日生
住所　青森県むつ市海老川町29番31号
　李大生　昭和55年12月24日生
住所　名古屋市港区港明１丁目４番２号
　池清一　昭和44年５月28日生
住所　愛知県豊田市浄水町原山108番地２
　田尚子　昭和61年８月23日生
住所　神戸市北区ひよどり台南町３丁目２番地72
　魯京　昭和56年10月６日生
住所　兵庫県尼崎市富松町３丁目４番43―201号
　金昌**徳**　昭和51年７月２日生
住所　東京都武蔵野市西久保２丁目15番30号
　エクトル・ダニエル・カサノバ・ロメロ　昭和54年２月16日生
住所　大阪市住之江区南加賀屋２丁目12番６号
　曹恵子　昭和52年７月10日生
住所　大阪市住之江区東加賀屋１丁目17番３―409号
　鄭慶子　昭和52年11月10日生
　鄭衣純　平成18年10月28日生
住所　千葉市美浜区高洲２丁目４番７―201号
　徐暁蓮　平成３年12月18日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目15番５―407号
　于淑清　昭和44年６月29日生
　徐暁佳　平成10年３月30日生
　徐長楽　平成15年３月９日生
住所　名古屋市中村区亀島１丁目12番９号
　成大龍　昭和49年11月11日生
住所　三重県松阪市平成町８番地２
　金順子　昭和23年８月25日生
　崔智香　昭和49年７月28日生
住所　大阪市天王寺区北河堀町10番１―605号
　任**響**美　昭和55年９月19日生
住所　名古屋市中村区角割町３丁目13番地８
　朴慎悟　昭和48年５月22日生
住所　愛知県刈谷市大手町４丁目５番地
　河隆實　昭和32年５月６日生
　金由紀子　昭和37年２月25日生
住所　東京都大田区田園調布２丁目29番14号
　河俊光　昭和63年８月５日生
住所　神奈川県大和市中央林間３丁目19番20―301号
　河智仁　平成６年３月30日生
住所　名古屋市緑区太子１丁目70番地
　黄永悟　昭和45年１月24日生
住所　千葉県流山市南流山１丁目11番地３
　趙理明　昭和57年４月19日生
住所　福岡県糟屋郡久山町大字久原316番地33
　宋捨美　昭和24年11月４日生
住所　栃木県さくら市櫻野1726番地10
　朱玉英　昭和54年４月16日生
住所　川崎市高津区久地２丁目18番12号
　鄭海喚　昭和10年８月12日生
住所　川崎市高津区久地２丁目18番12号
　姜俊一　昭和34年12月31日生
住所　名古屋市北区鳩岡町１丁目７番地１
　ステファニー・カズエ・サクライ　昭和55年３月11日生
住所　滋賀県愛知郡愛荘町島川1293番地４
　高誠一　昭和62年１月８日生
住所　愛知県豊田市元城町３丁目45番地
　都麻美　昭和54年７月25日生
住所　大阪市生野区桃谷２丁目13番３号
　張花子　昭和25年２月13日生
住所　京都府亀岡市篠町広田１丁目28番地９
　梁英文　昭和60年８月14日生
住所　大阪府摂津市北別府町２番25―502号
　梁未生　昭和59年３月７日生
住所　大阪市淀川区西宮原２丁目５番46―1308号
　閔天**龍**　平成６年５月23日生
住所　大阪市浪速区敷津東２丁目１番24―2207号
　郝欣　昭和44年４月２日生
　任慧寧　平成18年７月25日生
住所　東京都豊島区西池袋３丁目33番４号
　林艶　昭和57年１月26日生
住所　京都市西京区桂市ノ前町119番地
　呉成美　昭和53年３月７日生
住所　愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目89番地２
　趙理香子　昭和53年７月26日生
住所　兵庫県明石市大久保町駅前１丁目16番地12
　李唯衣　昭和63年８月12日生

○法務省告示第三百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

サトウ産業株式会社	新潟県魚沼市十日町四百八十二番地三	惣菜製造業

○法務省告示第三百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社デライト	東京都江戸川区東葛西六丁目三十八番六号	建設機械施工

○法務省告示第三百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社埼玉クリーンサービス	埼玉県川越市大字鯨井千百二十五番地一	器冷施工空気調和機

○法務省告示第三百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社芳和建設工業	静岡県浜松市東区中郡町千八百八十番地	鉄筋施工

○法務省告示第三百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表株式会社フジ食品の項中「食品加工」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○法務省告示第三百九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

サンレイ食品株式会社	静岡県浜松市南区御給町三百二十六番地	惣菜製造業